

資治通鑑 第 204 卷

【唐紀二十】 起強圉大淵獻，盡重光單閼，凡五年。

■唐、**突厥**突厥、統国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 007p、(この巻では元嘉曆と一日ズレが多く生ずる)

則天順聖皇后上之下垂拱三年（丁亥，687年）

■**隆基**（玄宗皇帝）を**楚王** 春，閏正月（元嘉曆は一月、儀鳳曆は一月閏），丁卯（3-2+1=2日），皇子（時に睿宗は帝なり）の**成美**を封じて恆王と為し，**隆基**（玄宗皇帝）を楚王と為し，**隆范**を衛王と為し，**隆業**を趙王と為す。

■**突厥** **突厥侵入** 二月，丙辰（52-31+1=22日），突厥の**骨篤祿**等は昌平（後漢の県、廣陽国に属す。隋は涿郡に属す。唐は幽州に属す。京兆昌平県、現・北京市昌平区）を寇し，左鷹揚大將軍の**黑齒常之**に命じて諸軍を帥いて之を討たしむ。（12-008p）

■三月，乙丑（1-1+1=1日），納言の**韋思謙**は太中大夫を以て致仕す。

■**尚方監の裴匪躬は苑中の蔬果を売る** 夏，四月，**蘇良嗣**に命じて西京を留守せしむ。時に尚方監の**裴匪躬**は京苑（西京の苑）を檢校し，將に苑中の蔬果を鬻ぎ以て其の利を収める。**良嗣**は曰く、

「昔**公儀休**は魯に相すら，猶ほ能く葵を抜き、織婦を去り（董仲舒曰く、公儀休は魯に相たり、其の家に之き、帛を織るを見、怒りて其の妻を出す。舎に食して葵を茹い、愠りて其の葵を抜き、曰く、吾已に禄を食む。又園夫紅女の利を奪わんやと），未だ萬乘之主の蔬果を鬻ぐを聞かざる也。」

乃ち止む。

■壬戌（58-30+1=29日），**裴居道**は納言と為る。五月，丙寅（2-0+1=3日），夏官侍郎の京兆の**張光輔**は鳳閣侍郎、同平章事と為る。

■**太后の臨朝稱制批判判り劉禕之の誅殺** 鳳閣侍郎、同鳳閣鸞台の三品の**劉禕之**は竊に鳳閣舎人の永年（本は漢の曲梁県、魏の廣平郡の治所と為す。後改めて雞澤と為す。仁壽元年に改めて永年と曰う。直隸省大名道永年県、現・邯鄲市永年区）の**賈大隱**に謂って曰く、

「太后は既に昏を廢し明を立てる，安んぞ臨朝稱制を用いんや！如かず政を返し，以て天下之心を安んぜんには。」

大隱は密に之を奏し，太后は悦ばず，左右に謂って曰く、

「**禕之**は私の引く所（北門学士より相と為るに至る），乃ち復た我に叛く！」

或は**禕之**を誣う、

「**歸誠州**（貞觀 21 年に契丹の別部を以て歸誠州を置き、松漠都督府に属す）都督の**孫萬榮**の金を受け，又た**許敬宗**の妾と私有り」

と，太后は肅州刺史の**王本立**に命じて之を推せしむ。**本立**は敕を宣して之を示し，**禕之**は曰く、

「鳳閣鸞台を経ず，何ぞ名づけて敕と為すや！」

太后は大いに怒り，以て制使を拒捍すると為す。庚午（6-0+1=7日），死を家に賜わる。**禕之**は初め獄に下るや，**睿宗**は之が為に上疏して申理し，親友は皆な之を賀し，**禕之**は曰く、

「此（經×）れ乃ち吾が死を速かにする所以也。」

刑に臨みて，沐浴し，神色自若として，自ら謝表を草し，立ちどころに數紙を成す。**麟台郎**（秘書郎を改める）の**郭翰**、太子の文學（太子宮に司經局に太子文學三人あり、正六品、分掌に侍奉するを掌る）の**周思均**は其の文を稱歎す。太后は之を聞き，**翰**を巫州（貞觀八年に辰州龍標県を以て巫州を置く。四川省東川道巫山県治、現・重慶市巫山県）の司

法に、**思鈞**を播州（貞觀九年に隋の牂柯県を以て置く。貴州省黔中道遵義県、現・遵義市播州区）の司倉に左遷す。

■秋，七月，壬辰（28+60-59+1=30日），**魏玄同**は納言を檢校す。

■**[交趾都護の劉延祐は殺される]**嶺南の俚戸は舊は半課を輸し，交趾都護の**劉延祐**は之をして全輸せしめ，俚戸は従わず，**延祐**は其の魁首を誅す。其の黨の**李思慎**等は亂を作し，攻めて安南の府城（高宗調露元年に交州都督府を改めて安南都護府と為す）を破り，**延祐**を殺す。桂州司馬の**曹玄靜**は兵を將いて**思慎**等を討ち，之を斬る。

■**[突厥 [黒齒常之は突厥撃破]**突厥の**骨篤祿**、**元珍**は朔州を寇す。燕然道大總管の**黒齒常之**を遣わして之を撃たしめ，右鷹揚大將軍の**李多祚**を以て之が副と為し，大いに突厥を黄花堆（黃瓜堆。朔州に黄花堆有り、神武川に在り。山西省雁門道山陰県の北にあり）に破り，奔るを追うこと四十餘里，突厥は皆な散じて磧北に走る。**多祚**は世々靺鞨の酋長と為り，軍功を以て入りて宿衛するを得たり。**黒齒常之**は賞賜を得る毎に，皆な將士に分つ。善馬有り軍士の損する所と為り，官屬は之を答うたんと請う，（12-009p）**常之**は曰く、「奈何ぞ私馬を以て官兵を答うたん乎！」

卒に問わず。

■**[楊初成を誅殺]**九月，己卯（15+60-58+1=18日），虢州人の**楊初成**は詐りて郎將と稱し，制を矯め都市に於いて人を募り廬陵王を房州に迎える。事は覺われ，伏して誅せらる。

■**[突厥 [曩寶壁は突厥に負ける]**冬，十月，庚子（36-27+1=10日），右監門衛中郎將の**曩寶壁**は突厥の**骨篤祿**、**元珍**と戦い，全軍は皆な没し，**寶壁**は輕騎にして遁げ歸る。

■**[突厥 [曩寶壁の誅殺]****寶壁**は**黒齒常之**功有るを見，表して餘寇を窮追せんと請う。詔して**常之**と計議し，遙に聲援を為さしむ。**寶壁**は其の功を専らにせんと欲し，**常之**を待たず，精兵萬三千人を引いて先行し，塞を出ること二千餘里，其の部落を掩撃す。既に至り，又た先ず人を遣わして之に告げ，嚴備するを得使む，與に戦い，遂に敗れる。太后は**寶壁**を誅す。**骨篤祿**を改めて不卒祿と曰う。

■**魏玄同**に命じて西京を留守せしむ。

■**[武承嗣は李孝逸を追う]****武承嗣**は又た人をして誣い使む、

「**李孝逸**は自ら云う、名の中に免有り（逸の字中にあり），免は，月中の物なり，當に天分（天子となる分）有るべし。」

太后は**孝逸**の功有るを以て，十一月，戊寅（14+60-57+1=18日），死を減じて除名し，儋州（旧儋耳郡、武徳五年に儋州を置く。広東省瓊崖道儋県、現・海南省儋州市）に流され而して卒す。

■**[太后は監軍の意味を理解]**太后は**韋待價**を遣わして兵を將いて吐蕃を撃たんと欲し，鳳閣侍郎の**韋方質**は奏す、

「請う、舊制の如く御史を遣わして監軍すべし。」

太后は曰く、

「古者、名君は將を遣わして、闕外之事は悉く以て之を委ねる。比このごろ聞く、御史は監軍し，軍中の事は大小と無く皆な承稟を須つと。下を以て上を制すは，令典に非ざる也。且つ何を以て其の功有るを責めるや！」

遂に之を罷む。

■是の歳，天下は大いに饑え，山東、關内は尤も甚だし。

則天順聖皇后上之下垂拱四年（戊子，688年）

【武後の革命への道】

■ 【武氏は七室あるべからず】 春，正月，甲子（60-56+1=5日），神都に於いて高祖、太宗、高宗の三廟を立て，四時享祀すること西廟（西京の宗廟）之儀の如し。又た崇先廟を立て以て武氏の祖考を享す。太后は有司に命じて崇先廟の室数を議せしめ，司禮（光宅に、太常を改めて司禮と曰う）博士の周儆は七室を為るを請い，又た唐の太廟を減じて五室と為さんとす。春官侍郎の賈大隱は奏す、

「禮に，天子は七廟，諸侯は五廟なるは，百王不易之義なり。今周儆は別に浮議を引き，廣く異文を述べ（異述文×），直だ臨朝の權儀を崇び，國家の常度に依らず。皇太后は親しく顧托を承け，大猷を光顯す，其の崇先廟室は應に諸侯之數の如くするべし，國家の宗廟は應に輒ち變移する有るべからず。」

太后は乃ち止む。

■ 【太后は明堂を立つ】 太宗、高宗之世，屢々明堂を立てんと欲し，諸儒は其の制度を議するも，決せず而して止む。太后の稱制するに及び，獨り北門學士と其の制を議し，諸儒に問わず。諸儒は以為く、

太后は以為く、

「宮を去ること太だ遠し。」

二月，庚午（6+60-26+1=41日、庚子なら 36-26+1=11日），（12-010p）乾元殿を毀ち，其の地に於いて明堂を作り，僧懷義を以て之が使（非使×）と為し，凡そ數萬人を役す。

■ 【郝象賢の誅殺】 夏，四月，戊戌（34-25+1=10日），太子の通事舍人（正七品下、宮臣を導引し、辭見及び勞問の事を掌る）の郝象賢を殺す。象賢は，處俊之孫也。

■ 【郝象賢の屍を支解す】 初め，太后は處俊に憾み有り（上元二年に處俊は高宗を諫める），會々奴は、

「象賢が反す」

と誣告し，太后は周興に命じて之を鞠せしめ，象賢の族を罪に致す。象賢の家人は朝堂に詣り，冤を監察御史の樂安（棗州）の任玄殖に訟える。玄殖は、

「象賢に反狀無し」

と奏し，玄殖は坐して免官せらる。象賢は刑に臨み，口を極めて太后を罵り，宮中の隱慝を發揚し，市人の柴を奪い以て刑者を撃つ。金吾の兵は共に之を格殺す。太后は命じて其の屍を支解し，其の父祖の墳を發き，棺を毀し屍焚く。是より太后之世の終わるまで，法官は人を刑する毎に，先ず木丸を以て其の口を塞ぐ。

■ 【洛水に寶圖】 武承嗣は白石を鑿ら使め文を為りて曰く、

「聖母は人に臨み，帝業を永昌にす。」

紫石を末にし藥物を雜せて之を填める。庚午（6+60-25+1=42日、庚子なら 36-25+1=12日），雍州（隋の京兆郡、武徳元年に雍州に改める）人の唐同泰をして奉表して之を獻ぜ使め、

「之を洛水に獲たり。」

と稱す。太后は喜び，其の石を命じて「寶圖」と曰い，同泰を擢んでて游擊將軍と為す。五月，戊辰（4+60-54+1=11日），詔す、

「當に親ら洛を拜し，「寶圖」を受ける。南郊に事有り，昊天に告謝（先謝×）す。禮畢わりて，明堂に御し，群臣を朝すべし。」

諸州の都督、刺史及び宗室、外戚に命じて洛を拜するの前十日を以て神都に集まらしむ。乙亥（11+60-54+1=18日），太后は尊號を加えて聖母神皇と為す。

■六月、丁亥朔（23、元嘉曆・儀鳳曆ともに24戊子が朔、ズレ）、日之を食する有り。

■壬寅(38-24+1=15日 or16)、神皇の三璽を作る。

■ **【東陽大長公主を悪む】** 東陽大長公主（太宗の女）は封邑を削られ、二子を並せて巫州に徙される。公主は高履行（度履行×）に適き、太后は高氏が長孫無忌之舅族なるを以て、故に之を悪む。

■ **【淫祠の廃止】** 河南道巡撫大使、冬官侍郎の狄仁傑は吳、楚に淫祠多きを持って、奏して其の一千七百餘所を焚き、獨り夏の禹、吳の太伯、季札、伍員の四祠を留める。

■ **【太后の權威付け】** 秋、七月、丁巳（53-53+1=1日）、天下に赦す。更に「寶圖」を命じて「天授聖圖」と為す。洛水を永昌洛水と為し、其の神を封じて顯聖侯と為し、特進を加え、漁釣を禁じ、祭祀は四瀆に比す。圖の出ずる所を名づけて「聖圖泉」と曰い、泉の側に永昌縣を置く。又た嵩山を改めて神岳と為し、其の神を封じて天中王と為し、太師、使持節、神岳大都督に拜し、芻牧を禁ず。又た先に汜水（漢の成阜縣、河南郡に属す。北魏は成阜郡と為し、東中府を置く。隋の開皇從八年に汜水と為す。鄭州に属す。県界に廣武有り、楚漢對壘の處。后は県の名を改めて以て其の姓に協う。河南省開封道汜水縣、現・鄭州市滎陽市汜水鎮西北）に於いて瑞石を得るを以て、汜水を改めて廣武と為す。

【通州刺史の李譔らの反乱鎮圧】

■ **【太后は革命を謀り、宗室を忌避】** 太后は潜に革命せんと謀り、稍く宗室を除く。絳州刺史の韓王の元嘉、青州刺史の霍王の元軌、荊州刺史の魯王の靈夔、豫州（漢の汝南郡の地、北魏は豫州を置く）刺史の越王の貞及び元嘉の子の通州刺史の黃公の譔、元軌の子の金州刺史の江都王の緒、虢王の鳳の子の申州刺史の東莞公の融、靈夔の子の范陽王の藹、貞の子の博州刺史の琅邪王の沖は、宗室の中に在りて皆な才行を以て美名有り、(12-011p) 太后は尤も之を忌む。元嘉等は内に自ら安ぜず、密に匡復（助けて復興）之志有り。

■ **【宗室の李譔らの反乱】** 譔は謬りて書を為りて貞に與えて云う、

「内人の病は浸く重し、當に速かに之を療すべし、若し今冬至れば、恐らくは痼疾と成らん。」

太后が宗室を召し明堂に朝せしむるに及び、諸王は因りて遽いに相い驚いて曰く、

「神皇は大饗之際に於いて、人をして密を告げ、盡く宗室を収め、之を誅して遺類無から使めんと欲す。」

譔は詐りて皇帝の璽書を為り沖に與えて云う、

「朕は幽繫（幽閉）に遭う、諸王は宜しく各々兵を發して我を救うべし。」

沖は又た詐りて皇帝の璽書を為りて云う、

「神皇は李氏の社稷を移して、以て武氏に授けんと欲す。」

八月、壬寅（38-23+1=16日）、沖は長史の蕭德琮等を召して兵を募ら令め、韓、霍、魯、越及び貝州刺史の紀王慎に分けて告げ、各々兵を起して共に神都に趣か令む。太后は之を聞き、左金吾將軍の丘神勳を以て清平（博州に清平縣有り。漢の貝丘縣。隋は改名。山東省東臨道清平縣、現・聊城市高唐縣清平鎮）道行軍大總管と為し以て之を討たしむ。

■ **【李沖の反乱七日で鎮圧】** 沖は兵を募りて五千餘人を得、河を渡りて濟州を取らんと欲す。先ず武水（漢の東郡陽平縣、隋は元の清邑と改名。又分けて武水縣を置く。唐は博州に属す。山東省東臨道聊城縣西南、現・聊城市）を撃ち、武水令の郭務悌は魏州に詣りて救いを求める。莘（漢の陽平縣、北齊は樂平と改名。隋の開皇六年に復た陽平と曰う。八年に清邑と改名。十六年に莘州を置く。大業の初めに州を廢して莘縣と為す。唐には魏州に属す。現・聊城市莘縣）令の馬玄素は兵千七百人を將い中道に沖を邀え、力敵せざらんと恐れ、武水に入り、閉門して拒み守る。沖は草車を推して其の南門を塞ぎ、風に因りて火を縦ちて之を焚き、火に乗じて突入せんと欲す。火作り而して風は回り、沖

の軍は進むを得ず、是に由りて氣沮む。堂邑（漢の県、北魏は廢す。隋は清陽県を分けて復た置く。博州に属す。現・山東省聊城市堂邑鎮）の董玄寂は冲（衝×）の為に兵を將いて武水を撃ち、人に謂って曰く、

「琅邪王は國家と交戦す、此れ乃ち反する也。」

冲は之を聞き、玄寂を斬り以て^{とみな}徇え、衆は懼れ而して散りて草澤に入り、禁止す可からず、惟だ家僮の左右數十人在り。冲は還りて博州に走り、戊申（44-23+1=2 2日）、城門に至り、門を守る者の殺す所と為り、凡そ兵を起して七日而して敗る。丘神勣は博州に至り、官吏は素服して出で迎え、神勣は刃を揮いて（続は欠）盡く之を殺し、凡そ千餘家を破る。

■ **[越王貞も滅亡]** 越王の貞は冲の起るを聞き、亦た兵を豫州に擧げ、兵を遣わして上蔡（漢は汝南軍に属す。北魏は臨汝と曰う。隋の開皇の初め改めて武津と曰う。大業の初め上蔡と曰う。唐には豫州に属す。現・駐馬店市上蔡県）を陥る。九月、丙辰（52-52+1=1日）、左豹韜大將軍の麴崇裕に命じて中軍大總管と為し、岑長倩を後軍大總管と為し、兵十萬を將いて以て之を討たしめ、又た張光輔に命じて諸軍の節度と為さしむ。貞、冲の屬籍を削り、姓を虺氏と更める。貞は冲の敗れるを聞き、自ら鎖して闕に詣りて謝罪せんと欲し、會々署する所の新蔡（漢以来汝南に属す。唐には豫州に属す、現・駐馬店市汝南県）の令の傅延慶は募りて勇士二千餘人を得、貞は乃ち衆に宣言して曰く、

「琅邪は已に魏、相數州を破り、兵二十萬有り、朝夕に至らん矣。」

屬縣の兵を發して共に五千を得、分けて五營と為し、汝陽縣の丞の裴守德等をして之を將い使め、九品以上の官五百餘人を署す。署する所の官は皆な迫脅を受け、鬥志有るもの莫し、惟だ守德（安徳×）のみ之と謀を同じくす、貞は其の女を以て之に妻せ、大將軍に署し、（12-012p）委ねるに腹心を以てす。貞は道士及び僧をして經を誦せ使め以て事の成るを求め、左右及び戰士は皆な辟兵符（矢玉を避けるおまじないの符）を帯びる。麴崇裕等の軍は豫州城の東四十里の至り、貞は少子の規及び裴守德を遣わして拒ぎ戦わしめ、兵は潰え而して歸る。貞は大いに懼れ、閣を閉じて自ら守る。崇裕等は城下に至り、左右は貞に謂って曰く、

「王は豈に坐して戮辱を待つ可けんや！」

貞、規、守德及び其の妻は皆な自殺す。冲と皆な東都の闕下に梟首す。

■ **[諸王の連携不足]** 初め、范陽王の藹は遣使して貞及び冲に語りて曰く、

「若し四方の諸王が一時に並び起れば、事は濟らざる無からん。」

諸王は往來して相い約結し、未だ定まらず而るに冲は先ず發し、惟だ貞のみ狼狽して之に應じ、諸王は皆な敢えて發せず、故に敗れる。

■ **[常樂公主の激]** 貞之將に兵を起さんとする也、遣使して壽州刺史の越環に告げ、環の妻の常樂公主は使者に謂って曰く、

「我が為に越王に語れ。昔隋の文帝は將に周室を篡わんとし、尉遲迥は、周之甥也、猶ほ能く兵を擧げて社稷を匡救せんとす。功成らずと雖も、威は海内に震い、忠烈と為すに足る。況んや汝諸王は、先帝之子なり、豈に社稷を以て心と為さざるを得んや！今李氏は危きこと朝露の若し、汝諸王は生を捨て義を取らず、尚お猶豫して發せず、何を須たんと欲する邪！禍いは且に至らんとす矣、大丈夫は當に忠義の鬼と為るべし、徒らに死するを為す無かれ也。」

■ **[諸王の全誅殺]** 貞の敗れるに及び、太后は悉く韓、魯等の諸王を誅さんと欲し、監察御史の藍田の蘇珣に命じて其の密狀を按ぜしむ。珣は訊問するに、皆な明驗無く、或は珣に告ぐ、

「韓、魯と通謀す」

と、太后は珣を召して之を詰り、珣は抗論して回らず。太后は曰く、

「卿は大雅之士なり、朕は當に別に任使用する有るべし、此の獄は必ずしも卿ならざる也。」

乃ち**珣**に命じ河西に於いて監軍せしめ、更に**周興**等をして之を按ぜ使む。是に於いて韓王の**元喜**、魯王の**靈夔**、黄公の**譔**、**常樂公主**を東都に於いて収め、迫脅して皆な自殺せしめ、其の姓を更めて「虺」と曰い、親黨は皆な誅せらる。

■ **狄仁傑は特に許される** 文昌左丞（尚書左丞を改める）の**狄仁傑**を以て豫州刺史と為す。時に越王の**貞**の黨與を治す、當に坐すべき者は六七百家、籍沒者は五千口、司刑（大理寺）は趣して刑を行わ使む。**仁傑**は密に奏す、

「彼は皆な註誤（欺き過ちす）し、臣は顯かに奏せんと欲すれば、逆人の為に申理するに似たり。知り而して言わざれば、恐らくは陛下の仁恤之旨に乖かん。」

太后は特に之を原し、皆な豊州に流す。道に寧州を過ぎ、寧州の父老は迎えて之を勞いて曰く、

「我が**狄使君**（狄仁傑は寧州ら刺使たること前漢垂拱二年にあり）は汝を活かせる邪？」

相い攜えて徳政碑下に哭し、齋を設けること三日而して後に行く。

■ **狄仁傑の左遷** 時に**張光輔**は尚ほ豫州に在り、將士は功を恃み、求取する所多く、**仁傑**は之に應ぜず。**光輔**は怒りて曰く、

「州將は**元帥**を輕んじる邪？」

仁傑は曰く、

「河南（汝南に作るべし）を亂す者は、一の越王の**貞**耳、今一の**貞**死し、萬**貞**生ず！」

光輔は其の語を詰り、**仁傑**は曰く、

「明公は兵三十萬を總べ、誅する所の者は越王**貞**に止まる。城中は官軍の至るを聞き、城を逾えて出で降る者は（12-013p）四面蹊を成す、明公は將士を縦ちて暴掠せしめ、已に降るを殺して以て功と為し、流血野を丹にし、萬**貞**に非ず而して何ぞ！恨むらくは尚方の斬馬劍を得て、明公之頸に加えざるを、死すと雖も歸るが如くなる耳！」

光輔は詰る能わず、歸り、奏す、

「**仁傑**は不遜なり」

と、復州刺史に左遷される。

■ 丁卯（3+60-53+1=1 1日）、左肅政大夫の**喬味道**、夏官侍郎の**王本立**は並せて同平章事とす。

■ **李融と高子貢も誅殺** 太后之宗室を召し明堂に朝せしむる也、東莞公の**融**は密かに遣使して成均助教の**高子貢**に問い、**子貢**は曰く、

「來たれば必ず死せん。」

融は乃ち疾と稱して赴かず。越王の**貞**は兵を起し、遣使して**融**に約し、**融**は倉猝に應ずる能わず、官屬の逼る所と為り、使者を執りて以て聞し、擢んで右贊善大夫（唐の左右贊善大夫は正五品上、令を伝え過失を諷し礼儀を贊け経を以て諸郡王に教授するを掌る）に拜せらる。未だ幾もなくして、支黨の引く所と為り、冬、十月、己亥（35-22+1=1 4日）、市に於いて戮し、其の家を籍沒す。**高子貢**は亦た坐して誅せらる。

■ **薛顥は口封じで高纂を殺す** 濟州刺史の**薛顥**、**顥**の弟の**緒**、**緒**の弟の駙馬都尉の**紹**は、皆な琅邪王の**沖**と通謀す。**顥**は**沖**が兵を起すを聞き、兵器を作り、人を募る。**沖**は敗れ、録事參軍（唐の武徳の初め、州の主簿を改めて録事參軍と為す。違失を正し符印に臨むを掌る）の**高纂**を殺して以て口を滅す。

■ **顥、緒は伏して誅せらる** 十一月、辛酉（57-51+1=7日）、**顥**、**緒**は伏して誅せられ、**紹**は太平公主の故（公主の嬪）を以て、杖一百とし、獄に餓死す。

■ **【裴承先も誅殺】**十二月，乙酉（21-21+1=1日），司徒、青州刺史の霍王の**元軌**は越王と謀に連なるに坐して，廢して黔州に徙し，載せるに檻車を以てし，行きて陳倉に至り而して死す。江都王の**緒**、殿中監の成公の**裴承先**は皆な市に戮せらる。**承先**は，**寂**（武徳の開國の功臣）之孫也。

■ **裴居道**に命じて西京に留守せしむ。掌

■ **【騫味道の誅殺】**左肅政大夫、同平章事の**騫味道**は素より殿中侍御史の**周矩**に禮せず，屢々其の事を了する能わざるを言う。會々**味道**を羅告する者有り，**矩**に敕して之を按ぜしむ。**矩**は**味道**に謂って曰く、「公は常に**矩**の事を了せざるを責め，今日は公の為に之を了せん。」

己亥（乙亥×、35-21+1=15日），**味道**及び其の子の**辭玉**は皆な誅に伏す。

【太后の洛陽の明堂完成】

■ **【太后は圖を受ける】**己酉（45-21+1=25日），**太后**は洛を拜して圖を受け（唐同泰が獻ずる所の偽石を受ける），**皇帝**、**皇太子**は皆な従い，内外の文武百官、蠻夷の酋長は各々方に依りて叙立し，珍禽、奇獸、雜寶を壇前に列し，文物鹵簿之盛んなるは，唐の興りて以來未だ之れ有らざる也。

■ **【超豪華な明堂の完成】**辛亥（47-21+1=27日），明堂は成り，高さ二百九十四尺，方は三百尺。凡そ三層あり。下層は四時に**法**り，各々方色に隨う。中層は十二辰に**法**る。上に圓蓋を為り，九龍は之を捧げる。上層は二十四氣に**法**る。亦た圓蓋を為り，上に鐵鳳を施す，高さは一丈，飾るに黄金を以てす。中に巨木の十圍なる有り，上下は通貫し，榑櫨楛（榑は梁の上、櫨は柱上の榑、又曰く柱なり、斜め柱と屋栂）藉して以て本と為す。下には鐵渠（鐵の渠、水を流す）を施し，辟雍之象を為る。號して萬象神宮と曰う。君臣に宴賜し，天下に赦し，民に縱して入りて觀しむ。河南を改めて合宮縣と為す。（12-014p）又た明堂の北に於いて天堂の五級なるを起し以て大像（懷義が作る所の夾紵大像なり）を貯う。三級に至り，則ち俯して明堂を視る矣。**僧懷義**は功を以て左威衛大將軍、梁國公に拜せらる。

■ 侍御史の**王求禮**は上書して曰く、

「古之明堂は，茅茨剪らず，采椽斫らず。今者飾るに珠玉を以てし，塗（圖×）るに丹青を以てし，鐵鸞（鸞は鳳なり）は雲に入り，金龍は霧に隱れ，昔殷辛（紂）の瓊台，夏癸（桀）の瑤室は，以て加える無き也。」**太后**は報せず。

■ **吐蕃** **【陳子昂の忠言、吐蕃侵攻作戦中止】** **太后**は梁、鳳、巴の蜚を發し，雅州より山を開き道を通（能×）じ，出でて生羌を撃ち，因りて吐蕃を襲わんと欲す。正字の**陳子昂**は上書して，以為く、

「雅州（貞觀五年に太宗は西雅州を置き、以て生羌を處く、八年に西の字を去る）の邊羌は，國初より以來未だ嘗て盜を為さず。今一旦罪無きに之を戮せば，其の怨は必ず甚だしからん。且つ誅滅を懼れ，必ず蜂起して盜を為さん。西山（成都の西に在り。松茂二州の都督府統べる所の諸州は皆西生羌なり）の盜は起きれば，則ち蜀之邊邑は兵を連ねて備守せざるを得ず，兵は久しく解かず，臣愚は以為うに西蜀之禍いは，此より結ばん矣。臣は聞く吐蕃は蜀の富饒を愛し，之を盗まんと欲すること久し矣，徒だ山川阻絶し，障隘通ぜざるを以て，勢いは動く能わず。今國家は乃ち邊羌を亂し，隘道を開き，其をして奔亡之種を収め，郷導を為して以て邊を攻め使め，是れ寇に兵を借し而して賊の為に道を除き，全蜀を擧げて以て之を遣る也。蜀者國家之寶庫なり，以て中國を兼ね濟む可し。今事を執る者は乃ち僥倖之利を圖り以て西羌を事とし，其の地を得るとも以て稼穡するに足らず，財は以て國を富ますに足らず，徒らに糜費を為し，聖徳を益する無し，況んや其の成敗は未だ知る可からざる哉！夫れ蜀之恃む所の者は險也，人之安んずる所以の者は役無き也。今國家

は乃ち其の險を開き、其の人を役し、險開けば則ち寇に便し、人役すれば則ち財を傷つけ、臣は恐る未だ羌戎を見ざるに、已に奸盜の其の中に在る有らんことを矣。且つ蜀人は尙劣にして、兵戰に習わず、山川阻曠にして、中夏を去ること遠し、今故無くして西羌、吐蕃之患を生ずれば、臣は其れ百年に及ばず、蜀の戎と為らんことを見る矣。國家は近ごろ安北を廢し、單于を抜き(突厥が救援す)、龜茲を棄て、疏勒を放ち(吐蕃の侵逼するによる)、天下は翕然として之を盛徳と謂う者は、蓋し陛下務め人を養うに在り、地を廣めるに在らざるを以て也。今山東は饑え、關、隴は弊し、而るに貪夫之議に徇い、甲兵を動かし、大役を興さんと謀り、古より國亡び家敗れるは、未だ嘗て兵を黷すに由らざればならず、願わくは陛下は之を熟計すべし。」

既に而して役は興こすを果たさず。

則天順聖皇后上之下永昌元年（己丑，689年）

■ **【則天武后の周室】** 春，正月，乙卯（1日、元嘉曆では甲寅朔51-50+1=2日）朔，大いに萬象神宮に饗す，太后は袞冕を服し，大圭(周礼注に、長さ三尺、桴上終葵首、天子はこれを服す)を搢さしはさみ，鎮圭(尺二寸有り、天子は之を守る。四鎮の山を飾り、其の高さを象る。圭中約するに組みを以てし、其の墜つるを防ぐ)を執り初獻を為し，皇帝は亞獻を為し，太子は終獻を為す。先ず昊天上帝の座に詣り，次に高祖、(12-015p)太宗、高宗，次に魏國の先王(武士獲)，次に五方の帝座。太后は則天門に御し，天下に赦し，改元す。丁巳(元嘉曆 53-50+1=4日)，太后は明堂に御し，朝賀を受ける。戊午(元嘉曆 54-50+1=5日)，政を明堂に布き，九條を頒ち以て百官おしに訓える。己未(元嘉曆 55-50+1=6日)，明堂に御し，群臣に饗す。

■ **【武后の先祖崇拝】** 二月，丁酉(元嘉曆 33-20+1=14日)，魏の忠孝王を尊びて周の忠孝太皇と曰い，妣を忠孝太后と曰い，文水陵(武氏は先は文水に葬る)を章德陵と曰い，咸陽陵(武士獲、其の妻を咸陽に葬る)を明義陵と曰う。崇先府官を置く。戊戌(元嘉曆 34-20+1=15日)，魯公を尊びて太原靖王と曰い，北平王を趙の肅恭王と曰い，金城王を魏の義康王と曰い，太原王を周の安成王と曰う。

■ 三月，甲子(元嘉曆 60-49+1=12日)，張光輔は納言に守たり。

■ **【陳子昂の美言】** 壬申(元嘉曆 8+60-49+1=20日)，太后は正字の陳子昂に當今政を為す之要を問う。子昂は退き，上疏して，以為く、

「宜しく刑を緩め徳を崇び，兵革やすを息め，賦役を省き，宗室を撫慰し，各々自ら安ぜ使むべし。」
辭婉に意切に，其の論は甚だ美しく，幾んど三千言あり。

■ 癸酉(元嘉曆 9+60-49+1=21日)，天官尚書の武承嗣を以て納言と為し，張光輔は内史に守たり。

【唐の宗室・功臣の大虐殺】

■ **【宗室十二人を殺す】** 夏，四月，甲辰(元嘉曆 40-19+1=22日)，辰州の別駕の汝南王の煒、連州の別駕の鄱陽公の譚等の宗室十二人を殺し，其の家を嶺州に徙す。煒は，暉(太宗の子)之子。譚は，元慶(高祖の子)之子也。

■ **【鄧玄挺も連座】** 己酉(元嘉曆 45-19+1=27日)，天官侍郎の藍田の鄧玄挺を殺す。玄挺は女を譚の妻と為し，又た煒と善し。譚は中宗を廬陵に迎えんと謀り，以て玄挺に問い，煒も又た嘗て玄挺に謂って曰く、

「急計を為さんと欲す，何如や？」

玄挺は皆な應じず。故に反を知るとも告げざるに坐して、同じく誅せらる。

■**吐蕃** [吐蕃討伐軍編成] 五月，丙辰（元嘉曆 52-49+1=4 日），文昌の右相の**韋待價**に命じて安息道行軍大總管と為し，吐蕃を撃たしむ。浪穹州の蠻酋の**傍時昔**等二十五部（南詔の六部は号して六詔と為す）は，先に吐蕃に付き，是に至りて來降す。**傍時昔**を以て浪穹州刺史と為し，其の衆を統べ令む。

■**突厥** [突厥討伐、敵を見ず] 己巳（元嘉曆 5+60-49+1=17 日），**僧懷義**を以て新平（幽州、現・咸陽市彬縣）軍大總管と為し，北に突厥を討たしむ。行きて紫河（隋志に定襄郡大利県に陰山有り、紫河有り。太宗は思摩を遣わして牙を建てしむるの地、現・山西省忻州市定襄県）に至り，虜を見ず，單于台に於いて石を刻みて功を紀し而して還る。

■ [紀王慎の流罪死] 諸王之兵を起す也，貝州刺史の紀王の**慎**は獨り謀に預らず，亦た坐して獄に繋る。秋，七月，丁巳（元嘉曆 53-48+1=6 日），檻車は巴州に徙り，姓を**虺氏**に更め，行きて蒲州に及び而して卒す。八男の徐州刺史の東平王の**續**等は，相い繼いで誅せられ，家は嶺南に徙される。

■ [楚媛の孝謹、紀王慎の死に號慟] 女東光縣主の**楚媛**は，幼くして孝謹を以て稱せられ，司議郎の**裴仲將**に適い，相い敬すること賓の如し。姑に疾有れば，親ら藥膳を嘗める。娣姒（兄弟の妻同士、年長を姒、年少を娣、夫の長幼でない）を接遇し，皆な歡心を得る。時に宗室の諸女は皆な驕奢を以て相い尚^{たつと}び，**楚媛**が獨り儉素なるを誚め，曰く、

「富貴に貴ぶ所の者は，志に適うを得る也。今獨り勤苦を守る，將に以て何をか求めんや？」(12-016p)

楚媛は曰く、

「幼く而して禮を好み，今而して之を行う，志に適うに非ざる歟！古よりの女子を觀るに，皆な恭儉を以て美と為し，縱侈を惡と為す。親を辱めるを是れ懼れる，何の求める所を乎。富貴は儻（倫×）來（偶然に来る）之物なり，何ぞ人に驕るに足りんや！」

衆は皆な慚じて服す。**慎**の凶問の至るに及び，**楚媛**は號慟し，血を嘔くこと數升。喪を免じ，膏沐を御せざる者二十年に垂々とする。

■**吐蕃** [韋待價の失策] **韋待價**の軍は寅識迦河（弓月の西南）に至り，吐蕃と戦い，大敗す。會々大雪ふり，糧運は繼がず。**待價**は既に將領之才無く，狼狽して據を失い，士卒は凍餒し，死亡するもの甚だ衆く，乃ち軍を引いて還る。**太后**は大いに怒り，丙子（元嘉曆 12+60-48+1=25 日），**待價**は除名され，繡州に流され，副大總管の安西大都護の**閻溫古**を斬る。安西副都護の**唐休璟**は其の餘衆を收め，西土を撫安し，**太后**は**休璟**を以て西州都督と為す。

■ 戊寅（元嘉曆 14+60-48+1=27 日），**王本立**を以て同鳳閣鸞台三品とす。

■ [弓嗣業らの誅殺] **徐敬業**之敗れる也（前卷光宅元年にあり），弟の**敬真**は繡州（漢の阿林県。隋まで鬱林郡に属す。唐の武徳四年に分けて林州を置く。六年に改めて繡州という。廣西省蒼梧道桂平県西南、現・広西チワン族自治区貴港市）に流され，逃げ歸り，將に突厥に奔らんとし，洛陽を過ぎ，洛州司馬の**弓嗣業**、洛陽令の**張嗣明**は資して之を遣る。定州に至り，吏の獲る所と為り，**嗣業**は縊死す。**嗣明**、**敬真**は多く海内の知識を引き，異圖有るを雲い，以て死を免れなんことを冀う。是に於いて朝野之士は連引する所と為り坐して死する者は甚だ衆し。**嗣明**は内史の**張光輔**を誣いて，云う、

「豫州を征する日（越王貞を征する時），私に圖讖、天文を論じ，陰に兩端を懷く。」

八月，甲申（元嘉曆 20-17+1=4 日），**光輔**は**敬真**、**嗣明**等と同じく誅せられ，其の家を籍没す。

■ [張楚金らの救命] 乙未（元嘉曆 31-17+1=15 日），秋官尚書の太原の**張楚金**、陝州刺史の**郭正一**、鳳閣侍郎の**元萬頃**、洛陽令の**魏元忠**は，並びに死を免れて嶺南に流される。**楚金**等は皆な**敬真**（敬直×）の引く

所と為り、雲わく、

「敬業と通謀せり。」

刑に臨み、太后は鳳閣舎人の**王隱客**をして騎を馳せて傳聲して之を赦さしむ。聲は市に達し、刑に當る者は皆な喜躍歡呼し、宛轉して已まず。**元忠**は獨り安坐して自如たり、或は之をして起た使め、**元忠**は曰く、「虚實は未だ知らず。」

隱客は至り、又た起た使め、**元忠**は曰く、

「敕を宣し已るを俟たん。」

既に敕は宣せられ、乃ち徐ろに起ち、舞蹈して再拜し、竟に憂喜之色無し。是の日、陰雲は四塞し、既に**楚金**等を釋せば、天氣は晴霽なり。

■**突厥** **[突厥の骨篤祿を討たしむ]** 九月 (儀鳳曆では九月、元嘉曆では八月閏月)、壬子 (元嘉曆 48-47+1=2 日)、僧懷義を以て新平道行軍大總管と為し、兵二十萬を將いて以て突厥の**骨篤祿**を討たしむ。

■ **[周興は魏玄同を誣告]** 初め、高宗之世、**周興** (尚書都事流外官に發身す) は河陽 (漢以來、河内郡に屬す。唐には懷州に屬し、又孟州に屬す。河南省河北道孟県の西、現・焦作市孟州市) の令を以て召見し、上は擢用を加えんと欲し、或は奏して以わく、

「清流に非ず」

と、之を罷む。**興**は知らず、數々明堂に於いて命を俟つ。諸相は皆な言う無し、地官 (光宅に戸部を改めて地官と為す) 尚書、檢校納言の**魏玄同**は、時に同平章事なり、之に謂って曰く、

「**周明府** (唐人は県令を明府と為す) は去る可し矣。」 (12-017p)

興は以為えらく、**玄同**は己を沮む、と之を銜む。**玄同**は素より**裴炎**と善し、時の人は其の終始渝らざるを以て、之を耐久朋と謂う。**周興**は奏して**玄同**を誣して、

「太后は老いたり矣、嗣君を奉ずるの耐久為るに若ずと言えり。」

太后は怒り、閏月 (儀鳳曆では九月閏月、元嘉曆では九月)、甲午 (元嘉曆 30-16+1=15 日)、死を家に賜る。監刑御史の**房濟**は**玄同**に謂って曰く、

「丈人は何ぞ密を告げて、召見を得るを冀わざる、以て自ら直くす可からん！」

玄同は歎じて曰く、

「人殺鬼殺は、亦た復た何ぞ殊ならん、豈に能く密を告げる人と作さん邪！」

乃ち死に就く。又た夏官 (光宅に兵部を改めて夏官と為す) 侍郎の**崔察**を隱處に殺す。自餘の内外の大臣は坐して死し及び流貶するは甚だ衆し。

■ **[劉易從も連座]** 彭州 (漢の繁県。宋は晋壽郡を置く。故城は州北三里に在り。梁は東益州を置く、北魏は天水郡を置き、仍ほ繁県を改めて九隴県と為し、仍ほ濠州を置く。隋は省き、益州に併す。唐の武徳の初め、復た置く。垂拱二年に復た分けて彭州を置く。

四川省西川道彭県、現・成都市彭州市) 長史の**劉易從**は亦た**徐敬真**の引く所と為る。戊申 (元嘉曆 44-16+1=29 日)、州に就きて之を誅す。**易從**の人と為りは、仁孝忠謹なり、將に市に刑せられんと、吏民は其の辜無きを憐み、遠近は奔り赴き、競いて衣を解きて地に投げて曰く、

「長史の為に冥福を求める。」

有司は平准 (物価などを均一にする) するに、直は十餘萬なり。

■ **[周興は黑齒常之を誣告し、縊死す]** **周興**等は、

「右武衛大將軍の燕公の**黑齒常之**は反を謀る」

と誣い、征して獄に下す。冬，十月，戊午（元嘉曆 54-46+1=9 日），常之は縊死す。

■ **【嗣王六人を殺す】**己未（元嘉曆 55-46+1=10 日），宗室の鄂州刺史の嗣の鄭王の璠等六人を殺す。庚申（元嘉曆 56-46+1=11 日），嗣の滕王の修琦等の六人は死を免れ，嶺南流されるに。

■ 丁卯（3+60-46+1=18 日），春官尚書の范履冰、鳳閣侍郎の邢文偉は並せて同平章事とす。

■ 己卯（15+60-46+1=30 日），詔す、

「太穆神皇后、文德聖皇后は宜しく皇地祇に配すべし，忠孝太后（太后の母）は從配すべし。」

■ **【陳子昂は上疏】**右衛冑曹參軍（唐の諸衛符は皆冑曹參軍有り、戎仗器械及び公廩の興造決罰の事を掌る）の陳子昂は上疏し，以為く、

「周は成、康を頌し，漢は文、景を稱すは，皆な能く刑を措くを以ての故也。今陛下之政は，善を盡くすと雖も矣，然るに太平之朝に，上下は化を樂しみ，宜しく亂臣賊子有りて，日に天誅を犯すべからざる。比者大獄は増し多く，逆徒は滋々廣く，愚臣は頑昧にして，初め謂うに皆な實なりと，乃ち去る月の十五日，陛下は特に系囚の李珍等が罪無きを察し，百僚は慶悅し，皆な聖明を賀し，臣は乃ち知る，亦た無罪之人の疏網に掛かる者有り。陛下は務めは寬典に在り，獄官は務めは急刑に在り，以て陛下之仁を傷つけ，以て太平之政を誣う，臣は竊に之を恨む。又た，九月二十一日敕して楚金等の死を免ずるは，初めは風雨有り，變じて景雲と為す。臣は聞く陰慘なる者は刑也，陽舒なる者は德也。聖人は天に法り，天も亦た聖を助ける。天意は此くの如し，陛下は豈に之を承順せざる可けん哉！今又た陰雨し，臣は恐る過ちは獄官在り。凡そ繫獄之囚，多く極法に在り，道路之議は，或は是とし或いは非とす，陛下は何ぞ悉く之を召見して，自ら其の罪を詰らざる。罪は實有る者は顯かに明刑を示し，濫なる者は嚴に獄吏を懲らし，天下をして鹹な服せ使め，人は政刑を知れば，豈に至徳克く明かなるに非ず哉！」（11-018p）

則天順聖皇后上之下天授元年（庚寅，690年）

【周王朝の成立】

■ **【則天武后は周を名乗る】**十一月，庚辰（1日、元嘉曆では己卯が朔、元嘉曆 16-15+1=2 日）朔，日は南至す。太后は萬象神宮に享し，天下に赦す。始めて周正を用い，永昌元年十一月を改めて載初元年正月と為し，十二月を以て臘月と為し，夏の正月を一月と為す。周、漢之後を以て二王の後（后×）と為し（古は国を建てるに賓格あり。二王の後は賓なり、待つに客礼を以てす。格は敬なり、之を待つに敬を加え、亦賓の如くなり。鄭玄は二王三格を以て通じて五代と為す。後人は多く其の説を祖とす。唐は本は北周及び隋の後を以て二王の後と為すが、今之を新たむ），舜、禹、成湯之後を三格と為し，周（北周）、隋之嗣は列國に同じくす。

■ **【則天武后文字の献上】**鳳閣侍郎の河東（蒲州）の宗秦客は，「天」「地」等の十二字を改造し以て獻ず，丁亥（元嘉曆 23-15+1=9 日），之を行ふ。太后は自ら「墨」と名づけ，詔（后の名を避ける）を改めて制と曰う。秦客は，太后の從父姊之子也。

■ 乙未（元嘉曆 31-15+1=17 日），司刑少卿の周興は奏す、

「唐の親屬の籍を除かん。」

■ 臘月（十二月），辛未（元嘉曆 7+60-45+1=23 日），僧懷義を以て右衛大將軍と為し，爵の鄂國公を賜う。

■ **【武氏の専制】**春，一月，戊子（元嘉曆 24-14+1=11 日），武承嗣は文昌左相に遷り，岑長倩は文昌右相に遷り，同鳳閣鸞台三品なり，鳳閣侍郎の武攸寧は納言と為り，邢文偉は守内史なり，左肅政大夫、同鳳

閣鸞台三品の王本立は罷めて地官尚書と為る。攸寧は、士攬之兄の孫也。

■ **[韋方質の失脚]** 時に武承嗣、三思は事を用い、宰相は皆な之に下る。地官尚書、同鳳閣鸞台三品の韋方質は疾有り、承嗣、三思は往きて之を問ひ、方質は床に據りて禮を為さず。或は之を諫め、方質は曰く、「死生命有り、大丈夫は安んぞ能く曲げて近戚に事え以て苟くも免かるるを求めん乎！」

尋いで周興等の構える所と為り、甲午（元嘉曆 30-14+1=17日）、儋州に流され、其の家を籍没す。

■ **[殿試の開始]** 二月、辛酉（元嘉曆 57-44+1=14日）、太后は貢士を洛城殿（洛城南門の内にあり）に策す。貢士の殿試（科挙の最終皇帝面接試験）は此より始まる。

■ 丁卯（元嘉曆 3+60-44+1=20日）、地官尚書の王本立は薨ず。

■ 三月、丁亥（元嘉曆 23-13+1=11日）、特進、同鳳閣鸞台三品の蘇良嗣は薨ず。

■ 夏、四月、丁巳（元嘉曆 53-43+1=11日）、春官尚書、同平章事の范履冰は嘗て犯逆の者を擧げるに坐して、獄に下されて死す。

■ **[無頼の侯思止の抜擢]** 醴泉（漢の池陽谷口の地。北魏は寧夷県を置く。隋の開皇十八年改めて醴泉と曰う。陝西省関中道醴泉県、現・咸陽市礼泉県）の人の侯思止は、始め餅を賣るを以て業と為し、後に游撃將軍の高元禮に事えて僕と為り、素より詭譎無頼なり。恆州刺史の裴貞は一判司（唐は州曹諸司參軍を為す）を杖す、判司は思止をして、「貞は舒王の元名と反を謀る」

と告げ使め、秋、七月、辛巳（元嘉曆 17-12+1=6日）、元名は坐して廢せられ、和州に徙され、壬午（元嘉曆 18-12+1=7日）、其の子の豫章王の但を殺す。貞も亦た族滅せらる。思止を擢んでて游撃將軍と為す。時に密を告げる者は往往にして五品を得、思止は御史に為るを求め、太后は曰く、

「卿は字を識らず、豈に御史に堪えんや！」

對えて曰く、

「獬豸（異物志に東北荒中に獸有り、獬豸と名づく。一角にして性は忠直、人の闘うを見るときは不直の者に觸れ、人の論じるを聞くときは不直の者を咋うと）何ぞ嘗て字を識らんや？但だ能く邪に觸る耳。」

太后は悦び、(12-019p) 即ち以て朝散大夫、侍御史と為す。他日、太后は先に籍没する所の宅を以て之に賜い、思止は受けず、曰く、

「臣は反逆之人を惡み、其の宅に居るを願わず。」

太后は益々之を賞す。

■ **[王弘義の横暴、武後の恐怖政治]** 衡水の人の王弘義は、素より行い無し、嘗て鄰舎に従いて瓜を乞い、與えず、乃ち縣官に告ぐ、

「瓜田の中に白兔有り。」

と、縣官は人をして搜捕せ使め、瓜田を蹂躙して立ちどころに盡く。又た趙、貝に遊び、閭裡の耆老が邑齋を作すを見、遂に告げるに反を謀るを以てし、二百餘人を殺し、擢んでて游撃將軍を受け、俄に殿中侍御史に遷す。或は勝州都督の王安仁が反を謀ると告げ、弘義に敕して之を按ぜしむ。安仁は服さず、弘義は即ち枷上に於いて其の首を刎ねる。又た其の子を捕えて、適々至り、亦た其の首を刎ね、之を函にして以て歸る。道は汾州を過ぎ、司馬の毛公は之と對食し、須臾にして、毛公を叱して階を下らしめ、之を斬り、槍にて其の首を掲げて洛に入り、見る者は震慄せざるは無し。時に制獄を麗景門（洛陽の皇城の西二門の南、北は宣耀門）内に置き、是の獄に入る者は、死するに非ざれば出でず、弘義は戲に呼びて「例竟門」（此の門に入る者は例えば其の命を盡すの意味）と為す。朝士の人人は自ら危み、相い見て敢えて言を交える莫し、道路は目を以てす。或は入朝するに因りて密に掩捕に遭い、朝する毎に、輒ち家人と訣して曰く、

「未だ復た相い見るや否やを知らず？」

■ **[徐有功・杜景儉以外の法官は深酷]** 時に法官は競いて深酷を為し、唯だ司刑丞（大理丞）の徐有功、杜景儉は獨り平恕を存し、被告者は皆な曰う、

「來、侯に遇えば必ず死し、徐、杜に遇えば必ず生きる。」

■ **[武后も徐有功を憚る]** 有功は、文遠（185 卷高祖武徳元年にあり）之孫也、名は弘敏、字を以て行ふ。初め蒲州の司法（唐の制では法曹司法參軍は鞠獄麗法を掌り、盜賊を督し、贓賄没入を知る）と為り、寛を以て治を為し、敲撲（むち打ち）を施さず、吏は相い約して徐司法の杖を犯す者有れば、衆は共に之を斥く。官滿つるに迨ぶまで、一人を杖せず、職事も亦た修める。司刑丞に累遷し、酷吏の誣構する所の者は、有功は皆な為に之を直す（冤枉を伸べる）、前後活かす所は數十百家。嘗て獄事を廷争し、太后は色を厲して之を詰り、左右は為に戰慄し、有功は神色撓まず、之を争うこと彌々切なり。太后は殺すを好むと雖も、有功の正直なるを知り、甚だ敬いて之を憚る。景儉は、武邑人也。

■ **[李日知も硬骨]** 司刑丞の滎陽の李日知も亦た平恕を尚ぶ。少卿の胡元禮は一囚を殺さんと欲し、日知は以て不可と為し、往復すること數日、元禮は怒りて曰く、

「元禮は刑曹を離れざれば、此の囚は終に生きる理無からん！」

日知は曰く、

「日知は刑曹を離れざれば、此の囚は終に死法無からん！」

竟に兩狀を以て列上し、日知は果たして直なり。

■ **[大雲經の編纂]** 東魏の國寺の僧の法明等は《大雲經》四卷を撰し、之を表上し、言わく、

「太后は乃ち彌勒佛の下生（人間界に生まれる）なり、當に唐に代りて閻浮提（釈迦は人の世を以てこれと為す）の主と為るべし。」

制して天下に頒つ。

■ **[諸子を殺し盡す]** 武承嗣は、周興をして、

「隋州（春秋の隨子の國。湖北省江漢道隨県、現・隨州市隨県）刺史の澤王の上金、舒州刺史の許王の素節は反を謀る」と羅告せ使め、(12-020p) 征して行在に詣らしむ。素節は舒州を發し、喪に遭いて哭する者を聞き、歎じて曰く、

「病死すること何ぞ得可けんや、乃ち更に哭する邪！」

丁亥（元嘉曆 23-12+1=1 2 日）、龍門（河南省河洛道洛陽県南、龍門石窟寺院あり、現・洛陽市洛竜区）に至り、之を縊殺す。上金は自殺す。悉く其の諸子及び支黨を誅す。

■ **[太后は太平公主を己に似たりと寵愛密議]** 太后は太平公主（垂拱四年に薛紹を誅し、太平公主は寡居す）を以て其の伯父の士讓之孫の攸暨に妻あわさんと欲し、攸暨は時に右衛中郎將と為り、太后は潜に人をして其の妻を殺さ使め而して之に妻あわす。公主は方額（富貴の相）廣頤にして、權略多く、太后は以て己に類すると為し、寵愛すること特に厚く、常に與に天下の事を密議す。舊制に、食邑、諸王は千戸に過ぎず、公主は三百五十戸に過ぎず。太平の食邑は獨り累加して三千戸に至る。

■ **[徹底的唐室大虐殺]** 八月、甲寅（元嘉曆 50-41+1=1 0 日）、太子の少保、納言の裴居道を殺す。癸亥（元嘉曆 59-41+1=1 9 日）、尚書左丞の張行廉を殺す。辛未（元嘉曆 7+60-41+1=2 7 日）、南安王の穎等宗室十二人を殺し、又た故の太子の賢の二子を鞭殺し、唐之宗室は是に於いて殆んど盡く矣、其の幼弱の存する者も亦た嶺南に流され、又た其の親黨數百家を誅す。惟だ千金長公主のみ巧媚を以て全くすを得、自ら太后の女と為らんと請い、仍って武氏と改姓す。太后は之を愛し、更に延安大長公主と號す。

■ 〔傅遊藝の国号変更の上表〕 九月，丙子（元嘉曆 12-11+1=2 日），侍御史の汲（漢の河内郡に属す。晋以来汲郡に帯びる。東魏は義州を置く。隋は廢して汲県と為す。河南省河北道汲県。現・新郷市衛輝市）人の**傅遊藝**は關中の百姓九百餘人を帥いて闕に詣りて上表し、

「請う國號を改めて周と曰い、**皇帝**に姓の**武氏**を賜わらん」

と、**太后**は許さず。**遊藝**を擢んでて給事中と為す。是に於いて百官及び帝室の宗戚、遠近の百姓、四夷の酋長、沙門、道士合わせて六萬餘人、俱に上表す、

「**遊藝**の請う所の如くせん」

と、**皇帝**も亦た上表して自ら姓の**武氏**を賜わんと請い。戊寅（元嘉曆 14-11+1=4 日），群臣は上言す、
「鳳皇有り明堂より飛んで上陽宮に入る、還りて左台（左肅政台）の梧桐之上に集まる。之久しく、飛んで東南に去る。及び赤雀數萬は朝堂に集まる。」

■ 〔則天武后誕生〕 庚辰（元嘉曆 16-11+1=6 日），**太后**は**皇帝**及び群臣之請いを可とする。壬午（元嘉曆 18-11+1=8 日），則天樓（則天數×、則天門の樓）に御し、天下に赦し、唐を以て周と為し、改元（天授）す。乙酉（元嘉曆 21-11+1=1 1 日），尊號を上りて**聖神皇帝**と曰い、**皇帝**を以て皇嗣と為し、姓の**武氏**を賜る。**皇太子**を以て**皇孫**と為す。

■ 〔武氏一族の皇族化〕 丙戌（元嘉曆 22-11+1=1 2 日），**武氏**の七廟を神都に立て、周の**文王**を追尊して**始祖文皇帝**と曰い、**妣姒氏**を**文定皇后**と曰い、平王の少子**武**を**睿祖康皇帝**と曰い、**妣姜氏**を**康惠皇后**と曰う。太原靖王を**嚴祖成皇帝**と曰、**妣**を**成莊皇后**と曰う。趙肅恭王を**肅祖章敬皇帝**と曰い、魏義康王を**烈祖昭安皇帝**と曰い、周の安成王を**顯祖文穆皇帝**と曰い、**忠孝太皇**を**太祖孝明高皇帝**と曰い、**妣**を皆な考の諡の如く、**皇后**を稱す。**武承嗣**を立てて魏王と為し、**三思**を梁王と為し、**攸寧**を建昌王と為し、**士攬**の兄の孫の**攸歸**、**重規**、**載德**、**攸暨**、**懿宗**、**嗣宗**、**攸宜**、**攸望**、**攸緒**、**攸止**は皆な郡王と為し、諸姉は皆な**長公主**と為す。

■ 〔傅遊藝らの大出世〕 又た**司賓**（鴻臚を改める）卿の**溧陽**（漢は丹陽郡に属す。隋は廢し、溧陽県を以て宜州に属す。江蘇省金陵道溧陽県、現・溧陽）の**史務滋**を以て納言と為し、**鳳閣侍郎**の**宗秦客**、**檢校内史**の給事中の**傅遊藝**を鸞台侍郎、平章事と為す。**遊藝**は**岑長倩**、右玉鈐衛大將軍の**張虔勛**、（12-021p）左金吾大將軍の**丘神勳**、侍御史の**來子珣**等と並せて姓の**武**を賜る。**秦客**は潜に**太后**に革命を勧め、故に首として内史と為す。**遊藝**は期年之中、青、緑、朱、紫を歴衣し（一年の内に九品から三品に至る）、時の人は之を四時仕宦（続は仕宦）と謂う。

■ 〔州の廢止を中止〕 敕して州を改めて郡と為す。或は**太后**に謂って曰く、

「陛下は始めて革命し而して州を廢するは、不祥なり。」（州と周が同音なるを以て不祥とす）

太后は遽に追いて之を止める。**史務滋**等十人に命じて諸道を巡撫（存撫×）せしむ。癸卯（元嘉曆 39-11+1=2 9 日），**太后**は兄の孫の**延基**等六人を立てて郡王と為す。

■ 冬，十月，甲子（元嘉曆 60-40+1=2 1 日），**檢校内史**の**宗秦客**は賊に坐して**遵化**（欽州に属す。隋の開皇二十一年に置く）の尉に貶せられ、弟の**楚客**、**晉卿**は亦た奸賊を以て嶺外に流さる。

■ 丁卯（3+60-40+1=2 4 日），流人の**韋方質**を殺す。

■ 〔邢文偉も連座、自死〕 辛未（元嘉曆 7+60-40+1=2 8 日），内史の**邢文偉**は**宗秦客**に附會するに坐して珍州（漢の夜郎郡の地。貞觀十六年に山洞を開き、旧播州城を以て珍州及び夜郎県を置く。県界に隆珍山有るを以て因りて名づける。貴州省黔中道桐梓県の東、現・遵義市桐梓県）刺史に貶せらる。之頃^{しばらく}して、制使（制を奉じて出で使用する者。詔史）の州に至る有り、**文偉**は以為らく己を誅するなり、遽に自ら縊死す。

■ 〔兩京に大雲寺を置く〕 壬申（8+60-40+1=2 9 日），兩京の諸州に敕して各々大雲寺一區を置き、《大雲

經》を藏せしめ、僧をして高座に升りて講解せ使む、其の疏を撰する僧の雲宣等九人は皆な爵縣公を賜い、仍ほ紫袈裟、銀龜袋を賜う。

■制して天下の武氏は鹹な課役を蠲く。

■**突厥**〔西突厥内附〕西突厥の十姓、垂拱より以來、東突厥（骨篤祿など）の侵掠する所と為り、散亡して略ぼ盡さる。濛池都護の繼往絶可汗の斛瑟羅は其の餘衆六七萬人を収めて入りて内地に居り、左衛大將軍に拜し、改めて竭忠事主可汗と號す。

■〔太后は徐有功を重んず〕道州刺史の李行褒兄弟は酷吏の陥るる所と為り、族に當り、秋官郎中の徐有功は固く争いて得る能わず。秋官侍郎の周興は奏す、

「有功、故らに反囚を出す、斬に當る」

と、太后は許さずと雖も、亦た有功の官を免ず。然れども太后は雅より有功を重んじ、之久しく、復た起して侍御史と為す。有功は地に伏して流涕して固辭して曰く、

「臣は聞く鹿は山林を走り而して命は包厨（台所）に懸ると、勢いは之をして然ら使む也。陛下は臣を以て法官と為せば、臣は敢えて陛下の法を枉げず、必ず是の官に死せん矣。」

太后は固く之を授け、遠近の聞く者は相い賀す。

■**高句麗**是の歲、右衛大將軍の泉獻誠（高句麗の泉男生の子）を以て左衛大將軍と為す。

■〔騎射報償〕太后は金寶を出し、命じて南北の牙の善く射る者五人を選びて之を賭せしむ、獻誠は第一なり、以て右玉鈴衛大將軍の薛咄摩（薛延陀の種）に譲り、咄摩は復た獻誠に譲る。獻誠は乃ち奏して言う、

「陛下は善く射る者を選ば令めるに、今は多く漢の官に非ず、竊に恐る四夷は漢を輕んぜんことを、請う此の射を停めん。」

太后は善しとし而して之に従う。（12-022p）

則天順聖皇后上之下天授二年（辛卯，691年）

■〔**周の祭祀改訂**〕正月，癸酉（9-9+1=1日、元嘉曆一致）朔，太后は始めて尊號を萬象神宮に受け（胡三省

曰く、漢の哀帝は自ら陳聖劉太平皇帝と稱す、尊号は蓋し此に昉まる。太后は女主を持ってして尊号を受ける、尤も古に非ずと為す。是の後に玄宗は先天三年より天寶十三歳に至るまで五十年間に六たび徽号を受ける。人主遂に視て故常と為す）、旗幟は赤きを尚ぶ。

甲戌（10-9+1=2日）、改めて社稷を神都に置く。辛巳（17-9+1=9日）、武氏の神主を太廟に納れる。唐の太廟之長安に在る者は、更めて命けて享德廟と曰う。四時唯だ高祖已下三廟（續は欠如）を享し、餘の四室

（宣帝・元帝・光帝・景帝）は皆な閉じて享せず。又た長安の崇先廟（垂拱四年に立つ）を改めて崇尊廟と為す。乙酉（21-9+1=13日）、日は南至し、大いに明堂に享し、昊天上帝を祀る、百神從祀し、武氏の祖宗は配享し、唐の三帝も亦た同じく配す。

【太后周圉の酷吏も整理】

■〔**酷吏の縦横**〕御史中丞の知大夫事の李嗣真是酷吏の縦横するを以て、上疏して、以為く、

「今事を告げること紛紜として、虚多く實少なし、恐らくは凶慝陰謀有り陛下の君臣を離間せん。古者は獄成れば（礼記王制に、獄辭を成せば、史は獄成るを以て正に告げる。正は之を聴き、正は獄成るを以て大司寇に告げる。大司寇は之を棘木の下に聴く。大司寇は獄の成るを以て王に告げる。王は三公に命じて之を參聴せしむ。三公は獄の成るを以て王に告げる。王は三

たび宥し、然る後に刑を制すと)、公卿參聽し、王は必ず三たび宥し、然る後に刑を行う。比日獄官は單車にて奉使し、推鞠既に定まれば、法家は依りて斷じ、重推(重ねて取り調べる)せ令めず。或は時に臨みて專決し、復た聞奏せず。此くの如く、則ち權は臣下に由り、審慎之法に非ず、倘し冤濫有りともし、何に由りてか知る可けんや! 況んや九品之官を以て命を専らにして推覆し、殺生之柄を操り、人主之威を竊み、按覆は既に秋官に在らず、省審復た門下に由らず、國之利器は、輕々しく以て人に假すをや、恐らくは社稷之禍いを為さん。」

太后は聽かず。

■饒阻の尉の姚貞亮等數百人は表して請う、

「尊號を^{たてまつ}上りて上聖大神皇帝と曰わんと、許さず。

■劉行感兄弟誅殺] 侍御史の來子珣は、

「尚衣奉御の劉行感の兄弟は反を謀る」

と誣う、皆な坐して誅せらる。

■春、一月、地官尚書の武思文及び朝集使二千八百人は表して中岳を封ぜんと請う。

■唐の陵管理の省略] 己亥(35-9+1=27日)、唐の興寧(元帝の陵墓)、永康(景帝の陵墓)、隱陵の署官(唐の諸陵には、署令一人、從五品上、府二人、史四人、主衣四人、主輦四人、主藥四人、典事三人、掌固二人有り、又た陵令有り、山陵を掌り、陵戸を率いて之を守備す。丞は之が貳たり)を廢し、唯だ守戸を量置す。

■丘神勳の誅殺] 左金吾大將軍の丘神勳は罪を以て誅せらる。

■史務滋の自殺] 納言の史務滋は來俊臣と同じく劉行感の獄を鞠す、俊臣は奏す、

「務滋は行感と親密なり、意は其の反狀を寝ねんと欲す」

と。太后は俊臣に命じて並せて之を推せしめ、庚子(36-9+1=28日)(続は欠如)、務滋は恐懼して自殺す。

■周興失脚、流罪、死] 或は告げる、

「文昌の右丞の周興は丘神勳と通謀す

と、太后は來俊臣に命じて之を鞠せしめ、俊臣は興と方に事を推して對食し、興に謂って曰く、

「囚は多く承(承服)せず、當に何の法を為すべきや?」

興は曰く、

「此れ甚だ易きのみ(取×)。大甕を取り、炭を以て四周より之を炙り、囚をして中に入ら令め、何事か承せずや!」

俊臣は乃ち大甕を求め、火圍むこと興の法の如し、囚りて起ちて興に謂って曰く、(12-023p)

「内狀(内旨)有り兄(史×)を推せしむ、請う兄は此の甕。に入れ」

興は惶恐し、叩頭して罪に服す。法は死に當る、太后は之を^{ゆる}原す。二月、興(行×)を嶺南に流し、道に在り、仇家の殺す所と為る。

■太后のトカゲの尻尾切り] 興は索元禮、來俊臣と競いて暴刻と為し、興、元禮の殺す所は各々數千人あり、俊臣の破る所は千餘家なり。元禮の殘酷は尤も甚だしく、太后も亦た之を殺し以て人望を慰む。

■左衛大將軍の千乘王の武攸暨を徙して定王と為す。

■故の太子の賢之子の光順を立てて義豐王と為す。

■太后の始祖墓の命名] 甲子(60-38+1=13日)、太后は始祖の墓を^{なづ}命けて德陵と曰い、睿祖の墓を喬陵

と曰い、**嚴祖**の墓を節陵と曰い、**肅祖**の墓を簡陵と曰い、**烈祖**の墓を靖陵と曰い、**顯祖**の墓を永陵と曰い、**章德陵**を改めて**昊陵**と為し、**顯義陵**を**順陵**と為す。

■**李君羨**の官爵を追復す。(199 卷太宗貞觀 22 年に誅殺)

■**夏**，四月，壬寅（1 日、元嘉曆では辛丑が朔、38-37+1=2 日）朔，日之を食する有り。

■ **[道教の上に仏教を置く]** 癸卯（元嘉曆 39-37+1=3 日），制して釋教（大雲經）が革命を開く之階なるを以て，道教之上に升す。

■**建安王**の**攸宜**に命じて**長安**を留守せしむ。

■**丙辰**（元嘉曆 52-37+1=16 日），大鐘を鑄て，北闕に置く。

■**[吐蕃]**五月，**岑長倩**を以て**武威道行軍大總管**と為し，吐蕃を撃たしめ，中道にして召還し，軍は竟に出でず。

■**六月**，左肅政大夫の**格輔元**を以て地官尚書と為し，鸞台侍郎の**樂思晦**、鳳閣侍郎の**任知古**と並せて同平章事とす。**思晦**は，**彥暉**（200 卷高宗の顯慶元年にあり）之子也。

■ **[洛陽充實]** 秋，七月，關内の戸數十萬を徙して以て洛陽を實たす。

■**八月**，戊申（元嘉曆 44-35+1=10 日），納言の**武攸寧**は罷めて左羽林大將軍と為る。夏官尚書の**歐陽通**は司禮（光宅に太常を改める）卿と為り判納言事を兼ねる。

■ **[張虔勳の誅殺]** 庚申（元嘉曆 56-35+1=22 日），玉鈴衛大將軍の**張虔勳**を殺す。**來俊臣**は**虔勳**の獄を鞠す，**虔勳**は自ら**徐有功**に訟える。**俊臣**は怒り，衛士に命じて刀を以て亂斫して之を殺さしめ，市に梟首す。

■ **[唐諸王の長期幽閉]** 義豐王の**光順**、嗣雍王の**守禮**、永安王の**守義**、長信縣主等は皆な姓の**武氏**を賜い，**睿宗**の諸子と皆な宮中に幽閉され，門庭を出でざる者十餘年なり。**守禮**、**守義**は，**光順**之弟也（皆章懷太子賢の子）。

■ **[武思文の流罪]** 或は告げる、

「地官尚書の**武思文**は初め**徐敬業**と通謀す」

と、甲子（元嘉曆 60-35+1=26 日），**思文**を嶺南に流し，姓を**徐氏**に複す。（思文が武氏を賜るは前卷光宅元年にあり）

■ **[雲弘嗣の誅殺]** 九月，乙亥（元嘉曆 11-5+1=7 日），岐州刺史の**雲弘嗣**を殺す。**來俊臣**は之を鞠し，一款（獄辭の囚の口より出るものを款と為す。款は誠なり。吐く所の者誠実なるを言う）を問わず，先ず其の首を斷ち，乃ち偽りて案（考、據。獄辭の成る者を案という。考據す可きを言う。凡そ官文書の考據す可き者、皆案と曰う）を立てて之を奏す。其の**張虔勳**を殺すも亦た然り。敕旨は皆な依り，海内は口を鉗む。（12-024p）

■ **[傅遊藝は密告され自殺す]** 鸞台侍郎、同平章事の**傅遊藝**は湛露殿に登ると夢にみ，以て所親に語り，所親は之を告げる。壬辰（28-5+1=24 日），獄に下され，自殺す。

■ **[太后は狄仁傑を歎美す]** 癸巳（29-5+1=25 日），左羽林衛大將軍の建昌王の**武攸寧**を以て納言と為し，洛州司馬の**狄仁傑**を地官侍郎と為し，冬官侍郎の**裴行本**と並せて同平章事とす。**太后**は**仁傑**に謂って曰く、

「卿は汝南に在りて（豫州刺史），甚だ善政有り，卿は卿を譖る者の名を知らんと欲する乎！」

仁傑は謝して曰く、

「陛下は臣を以て過まりと為すならば，臣は請う之を改めん。臣が過ち無きを知れば，臣之幸也，譖する者の名を知るを願わず。」

太后は深く之を歎美す。

【皇嗣は我が子】

■ 【武承嗣擁立事件】 是より先、鳳閣舎人の修武（漢の山陽國、唐は懷州に属す。河南省河北道修武県東南、現・焦作市修武県）の張嘉福は洛陽人の王慶之等數百人をして上表し、武承嗣を立てて皇太子と為さんと請わ使む。文昌右相、同鳳閣鸞台三品の岑長倩は以えらく、皇嗣は東宮に在り、宜しく此の議有らざるべしと、奏す、「請う、切に上書する者を責め、告示して散ぜ令めん。」

太后も又た地官尚書、同平章事の格輔元に問い、輔元は固く可からずと稱す。是に由りて大いに諸武の意に忤い、故に長倩を斥けて西に吐蕃を征せ令め、未だ至らず、征し還し、制獄に下す。承嗣も又た輔元を譖す。來俊臣も又た長倩の子の靈原を脅し、司禮卿兼判納言事の歐陽通等數十人を引か令め、皆な、「同じく反す。」

と雲う。通は俊臣の訊する所と為り、五毒備^{つぶ}さに至り、終に異詞無し、俊臣は乃ち詐りて通の款を為る。冬、十月、己酉（45-34+1=12日）、長倩、輔元、通等は皆な坐して誅せらる。

■ 【武承嗣擁立の王慶之の誅殺】 王慶之は太后に見え、太后は曰く、

「皇嗣は我が子なり、奈何して之を廢するや？」

對えて曰く、

「『神は非類を歆^うけず、民は非族を祀らず。』（左伝にあり、晋の大夫狐突の言）今誰か天下を有ち、而して李氏を以て嗣と為す乎！」

太后は諭して之を遣る。慶之は地に伏し、死を以て泣き請いて、去らず。太后は乃ち印紙を以て之に遣りて曰く、

「我を見んと欲すれば、此を以て門者に示せ。」

是より慶之は屢々見えんことを求め、太后は頗る之を怒り、鳳閣侍郎の李昭徳に命じて慶之に杖を賜わしむ。昭徳は光政門外（洛陽宮城の南面三門の中は応天門、左を興教門、右を光政門）に引き出し、以て朝士に示して曰く、

「此の賊は我が皇嗣を廢して、武承嗣を立てんと欲す！」

命じて之を撲せしむ、耳目は皆な血出で、然る後に之を杖殺し、其の黨は乃ち散ず。

■ 【李昭徳の説得】 昭徳は因りて太后に言つて曰く、

「天皇は、陛下之夫なり。皇嗣は、陛下之子なり。陛下は身天下を有ち、當に之を子孫に傳え萬代の業と為すべし、豈に侄^{てい}を以て嗣と為すを得ん乎！古より未だ侄の天子と為り而して姑の為に廟を立てる者を聞かざる也！且つ陛下は天皇の顧托を受け、若し天下を以て承嗣に與えれば、則ち天皇は血食せざらん矣。」

太后も亦た以て然りと為す。昭徳は、乾祐（貞観の初めに裴仁軌を救う者）之子也。

■ 【李安靜の誅殺】 壬辰（28-34+1=?）、鸞台侍郎、同平章事の樂思晦、右衛將軍の李安靜を殺す。安靜は、綱之孫也。太后は將に革命せんとし、王公百官は皆な上表して勸進し、安靜は獨り色を正しくして之を拒む。制獄に下るに及び、（12-025p）來俊臣は其の反狀を詰り、安靜は曰く、

「我は唐家の老臣なるを以て、須く殺すべくんば即ち殺せ！若し反を謀るを問えば、實に對える可き無し！」

俊臣は竟に之を殺す。

■ 【狄仁傑の正論】 太學生（唐の国子學生は300人、大学生は500人）の王循之は上表し、假（休暇）を乞い郷に還

らんとす、太后は之を許す。狄仁傑は曰く、

「臣は聞く、人に君たる者は唯だ殺生之柄のみ人に假さず、自餘は皆な之を有司に歸す。故に左、右丞、徒以下は句せず。左、右相、流以上は乃ち判す、其の漸く貴きが為の故也。彼の學生は假を求めるは、丞、簿の事（唐の国子監丞は従六品下、監事を判するを掌る。主簿は従七品下）耳、若し天子之が為に敕を發すれば、則ち天下之事は幾敕して盡す可けん乎！必ず其の願いに違わざらんと欲すれば、請う普く為に制を立て而して已む。」

太后は之を善とす。

令和7年1月3日 11531文字

令和7年1月31日 24317文字